

大きさ:縦22cm×横20cm

大型スピーカー

ここから音声の放送が流れるんじゃ。

音量調整つまみ

緊急放送はつまみで無音にしても最大音量で放送が流れるんじゃ。

チャンネル切替つまみ

全部で4つチャンネルがあるが、通常は無音で市からの放送があるときだけ放送が聞けるチャンネルが2つ、24時間ラジオ放送が流れるチャンネルが2つ設定されるんじゃ。

点字表示

連絡ボタン

これを押すとあらかじめ設定された連絡先へメールなどが届く。利用方法は市内部で検討中じゃ。

録音ボタン

これを押すと放送を録音できるんじゃ。

再生ボタン

この端末には、流れる放送を最大8件10分間録音できる機能がある。録音があるときは、このボタンが点滅している。このボタンを押すことで端末に録音されている放送を聞くことができるんじゃ。

●住民告知端末使用申請書受け付け中です
本年度サービスが開始される、庄原電話交換局・東城電話交換局・山内電話交換局管内の整備エリアの皆さんからの申請を受け付けています。申請書は、情報政策課・東城支所総務室へ提出してください。

今回は、事業者の皆さんへのお知らせです。

マイナンバーの利用(関係書類への記載)が義務付けられる事業者

パートやアルバイトを含む従業員を雇用するすべての事業者が対象となりますので、個人事業主も従業員などのマイナンバーを関係書類に記載することが義務付けられます。

マイナンバーの取り扱いルールを決めておきましょう

●マイナンバーを取り扱う担当者や責任者を明確にしてください。
通常、担当者は給与支払業務の担当者、責任者は、その上司となります。担当者や責任者の指定は、必ずしも個人名の必要はなく、部署名や事務所名

シリーズ
マイナンバー制度 Vol.3
企画課政策推進係
☎0824-73-1112

でも可能とされています。

●マイナンバーの利用目的(源泉徴収や健康保険の手続きなど)を従業員に説明してください。

●マイナンバーの保管(記録)・廃棄(消去)方法を定めてください。

※従業員が100人以上の事業者は、明確な基本方針や取扱規程などを策定しておく必要があります。

【注意】マイナンバーは、本人の同意があっても法律で定められた範囲以外での利用や提供が禁止されています。

マイナンバーの利用の開始時期

開始時期	平成23年1月1日から	平成29年1月1日から
関係書類(マイナンバーの記載が義務付けられる書類)	●税関係の書類 ●雇用保険関係の書類 ●国民健康保険組合に提出する書類 など	●厚生年金関係書類 ●健康保険関係書類(国民健康保険組合に提出する書類を除く) など

※関係書類への記載前に従業員のマイナンバーの確認(把握)をお願いします。

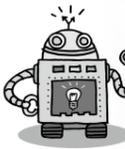
- マイナンバー制度に関するお問い合わせや出前トークの申し込み
企画課政策推進係 ☎0824-73-1112
- マイナンバー制度に関する詳しい内容のお問い合わせ
総務省マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(平日9:30~17:30)
- 税関係の届出様式の変更やその他マイナンバーの情報
総務省マイナンバーホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



Q いよいよ住民告知放送がはじまるんですね。改めて博士、住民告知放送について詳しく教えて!



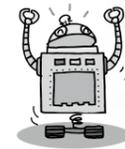
A 市が放送するのは、「緊急放送」、「定時放送」、「臨時放送」の3つを予定している。「緊急放送」は、全国瞬時警報システムによる情報や災害情報、災害予知情報、例えば「避難準備情報」などを放送するんじゃ。緊急の情報じゃから、昼・夜問わず、住民告知端末のボリューム調整に関係なく、最大音量で放送されるぞ。



Q じゃあ「定時放送」はどんな放送なの?



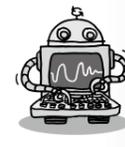
A 「定時放送」は、市からの行政情報、例えば各種申請やイベントなどのお知らせをする。日時は、朝の放送は市役所開庁日の翌日、通常は火曜日から土曜日の6時30分からじゃの。夜の放送は開庁日に放送するので、通常は月曜日から金曜日の20時から放送することになる。



Q へーそうなんだ。市役所からの情報をいつも聞くことができるんだね。それで、「臨時放送」は?



A 「臨時放送」は、定時放送の時間帯以外の時に、すぐ知らせすべき情報が放送される。例えば、火災が発生した場合には、消防団員の参集などの情報を昼・夜なく(※)、地域全域(合併前の旧市町単位の区域)に放送することになるぞ。
※消防団員参集のみ



Q これから台風がやってくる時季にもなるから、防災に関する情報が流れてくると思うと心強いなあ。じゃあ博士、もう一度機能を教えて!



A それでは、主な告知端末の機能を教えるぞ! 操作も簡単じゃから、この機会に覚えておくのじゃ!

住民告知放送 が始まります!!

庄原市に光がやってきました

情報政策課 情報政策係 ☎0824-73-1113
広報広聴係 ☎0824-73-1159

その8

市内全域に整備される光ファイバーの回線を活用して、緊急情報や行政情報をお知らせする「住民告知放送」の実施まで1カ月を切りました。
本年度に光ファイバーが整備されるエリアのうち、庄原地域の庄原電話交換局管内で10月21日から光ファイバーの宅内工事がはじまり、使用申請書を提出しNTT西日本による確認が完了した

世帯・事業所には住民告知端末(放送が聞ける機器)が設置されます。
これにあわせ同日から住民告知放送を開始します。つづいて東城地域の東城電話交換局管内が11月末、さらに庄原地域の山内電話交換局管内が12月末の予定で光ファイバーの宅内工事がはじまり、住民告知放送のエリアが広がっていきます。

10月21日
放送開始!